

上天草市高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施事業  
(かよいの場への積極的な関与) 業務委託仕様書

1 業務名

上天草市高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施事業  
(かよいの場への積極的な関与) 業務

2 目的

地域のかよいの場において、体力測定や後期高齢者への質問票等を活用して対象者の健康状態を把握し、フレイル予防や骨折予防等の普及啓発活動及び対象者の状況に応じた健診・医療受診勧奨や介護サービス等の利用勧奨を行うことで、対象者がフレイルや要介護状態にならず、地域で生活できる期間や健康寿命の延伸、医療費及び介護給付費の適正化を目指す。

3 履行場所

別紙「かよいの場一覧表」に記載する39か所及び委託者が指定する場所

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

5 業務の内容・方法

本事業は、かよいの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を実施するもので、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版（令和6年3月厚生労働省保健局高齢者医療課）に準じ、対象者の生活習慣病等発症及び重症化予防、フレイル予防等の健康教育を実施するもので、以下のとおり実施すること。

(1) 実施圏域

上天草市内2圏域（大矢野町及び松島町）とする。

(2) 実施場所及び実施回数

別紙「かよいの場一覧表」に記載する39か所を各1回とする。ただし、各団体の運営状況により、実施できない場合がある。

(3) 実施時間

各実施場所1回当たり2時間程度とする。

(4) 従事者

従事者は、次に掲げる医療専門職を2人以上確保し、記5（5）実施内容に記載した業務に従事すること。

\*医療専門職：保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

### (5) 実施内容

項目	内容	実施時間
健康教育	・生活習慣病の発症及び重症化予防、フレイル予防についての講話（健診の受診勧奨を含む内容）を実施する。	60分程度
健康相談及び個別指導	・質問票等を配布し、参加者の回答を得る。参加者による記載が難しい場合には、聞き取り調査を行う。 ・対象者（参加者）には、血圧や握力測定などの実施、またフレイル予防に係る健康相談や個別指導を実施し、必要に応じて健診や医療の受診勧奨、地域包括支援センター等を紹介する。	30分程度

※日程及び実施場所の調整は、受託者が独自に行うこと。

## 6 提出書類

### (1) 実施計画書の提出

受託者は、事業を実施する前に実施計画書を作成し、委託者へ提出しなければならない。

### (2) 月次実施報告書の提出

各会場で回収した質問票及び相談記録等は、開催会場毎に整理し、月次実施報告書として業務を実施した月の翌月5日までに委託者へ提出しなければならない。

### (3) 業務完了報告書の提出

契約期間内における記5の業務が完了したときは、以下の各項目を含んだ活動内容に関する業務完了報告書を作成し、令和9年2月10日までに委託者へ提出しなければならない。

ア 会場毎の集計表

イ アを基にした事業評価

業務完了報告書の作成に当たっては、月次実施報告書を参考とし、対象者個人の測定結果や質問結果を踏まえた考察や課題、課題解決に向けた効果的な事業の提案を記載すること。

## 7 対象者の基準等

### (1) 対象者

ア 原則、上天草市に居住する後期高齢者医療制度加入者とする。

ただし、国民健康保険制度加入者が参加を希望した場合、同回に後期高

齢者医療制度加入者が1人以上参加していれば、対象者に認める。

イ 1回当たりの対象者の人数は15人程度とするが、地域の実情に応じて、実際の対象者数から増減する場合がある。

(2) 参加料

対象者の参加料は無料とする。

(3) 各かよいの場への連絡

各かよいの場における実施日及び事業内容等については、各かよいの場の代表者へ事前に連絡を行い、対象者を募っておくこと。

## 8 委託料の請求・支払

(1) 委託料の請求

本事業は、業務1回当たりの単価契約とし、受託者は、記6(2)月次実施報告書を委託者へ提出し、委託者の検査を受けた上で、実績に応じた請求書を当該月の20日までに請求することとする。

(2) 委託料の支払

委託者は請求書を受理してから、その内容を点検し、適当と認めたときは、30日以内に受託者に当該金額を支払うものとする。

## 9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

## 10 安全管理体制

安全に事業を実施するため、事故発生時の対応を含む安全管理体制マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮し実施すること。

なお、非常災害（台風等の風水害や地震、火事等）が発生又は発生のおそれがある場合、あるいは非常災害による交通遮断が発生した場合は、委託者及び受託者の双方で協議し、事業の延期又は中止等の対応を決定する。協議の結果、事業を延期又は中止する場合は、委託者と連携し、対象者への周知対応に努めること。

## 11 個人情報及びセキュリティ対策

(1) 受託者は、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上天草市条例第16号）その他の個人情報に関する規程を順守しなければならない。

(2) 本業務における個人情報の取扱いに当たって、受託者は、上天草市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年上天草市規則第1号）及び別紙「個人情報取扱注意事項」の規定により、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

## 1 2 損害賠償の責任

受託者は、本事業の履行に関して、その責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合、委託者が被った損害を賠償しなければならない。

## 1 3 疑義の解決

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者双方による協議の上、決定する。
- (2) 契約期間中に変更が生じる場合は、受託者と委託者の双方により事前に協議を行うものとする。

## 1 4 その他

- (1) 業務に必要な物品は、原則、受託者が準備すること。
- (2) 実施した事業の経理・事業内容に関する帳簿や記録等については、事業終了後5年間は保管しておくこと。
- (3) 委託者が、本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。

## 1 5 問合せ先

〒861-6192

熊本県上天草市松島町合津7915番地1

上天草市健康福祉部健康づくり推進課国保事業係

電話 0969-28-3354 (直通)

## 別紙

### 個人情報取扱注意事項

#### 1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

#### 2 秘密の保持

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 3 収集の制限

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

#### 4 利用及び提供の制限

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 5 適正管理

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 6 再委託の禁止

受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。

#### 7 資料等の返還等

受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したとき

は、その指示に従うものとする。

#### 8 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

#### 9 実地調査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

#### 10 事故報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

かよいの場一覧表

【大矢野町】

番号	団体名	開催場所
1	本郷ふれあい会	登立本郷公民館
2	西の浦親和会	西の浦公民館
3	辺田たつしやかい	辺田公民館
4	尾上クラブ	尾上自治公民館
5	通りの場新田ひだまりさん	新田公民館
6	尾超崎老人会	尾超崎公民館
7	四郎丸おたつしやクラブ	四郎丸公民館
8	上新田もみじ会	上新田公民館
9	豊後谷すみれの会	豊後谷公民館
10	あじさいかよいの場	賤の女公民館
11	串ともづな会	串公民館
12	おしゃべり会	野釜生涯学習センター
13	野釜南にこにこ会	野釜南公民館
14	宮津なかよし会	宮津公民館
15	たかたフワーズサロン	高田公民館
16	野米かがやき会	野米公民館
17	スマイル小瀬戸	小瀬戸公民館
18	亀の迫よろうかな	亀の迫公民館
19	オールとんぼ会	柳公民館
20	さんきゅうサロン	新開公民館
21	瀬高ひだまりさん	瀬高公民館
22	下山かたろう会	下山地域学習センター
23	3区にこにこ会	維和3区学習センター
24	いどばたやサロン	つどい処いどばたや
25	大桜いこかい	旧大桜保育園舎
26	蔵々四郎会	蔵々自治公民館
27	あつたかサロン	よんなんつせ

【松島町】

番号	団体名	開催場所
1	いきいき金毘羅会	阿村第二公民館
2	笑つて元気に寄ろう会	合津先辺集会所
3	ひまわり会	合津多目的集会所
4	今津第六自治公民館	今津第六自治公民館
5	前島ひだまり会	前島自治公民館
6	樋合・永浦地区なでしこ会	樋合漁村センター
7	ウエストアイ	西目公民館
8	上天草1・2公民館	今泉1・2支部公民館
9	さざなみ仲良し会	知十公民館
10	米山笑顔会	米山学習センター
11	ハツスル会	野々川公民館
12	かのこゆり会	教良木本郷公民館